

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、機械設計業務等に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、会社内会議室において縊死しているところを同僚に発見された。死亡診断書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日」、直接死因「縊頸」、死因の種類「自殺」と記載されている。請求人によれば、深夜に及ぶ長時間労働が続き、平成〇年〇月頃に精神障害を発病し、自殺に至ったという。
- 3 請求人は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分（以下「前回各処分」という。）をした。
- 4 請求人は、前回各処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、前回各処分を取り消す旨の決定（以下「前回決定」という。）をしたため、監督署長は、前回決定を踏まえ、給付基礎日額を〇円とする旨の変更決定処分（以下「本件各処分」という。）をした。
- 5 本件は、請求人が本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 6 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再

審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の給付基礎日額を〇円として算定した監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は経営の重要事項に関与しておらず、労働時間の自由裁量性もなく、賃金面で相当な処遇がなされていたものでもないことなどから、管理監督者に該当しない旨主張している。

この点、当審査会において、改めて一件記録を精査したが、被災者は、会社の経営会議に参画し、同経営会議の議長を務め、また、C本部の職員の休暇届を所属長として決裁し、職員の採用を任されていたことが認められ、さらに、取引先との関係においても、会社C本部及び会社Dセンターのそれぞれ代表者として対応していたものと認められるところであって、たとえEから業務に関して一定の指示等を受けていたことは認められるとしても、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、被災者は管理監督者に該当するものと判断する。

(2) 請求人は、被災者の深夜労働時間の算定については、被災者がEに最後のメールを送信した時刻に業務を終了したものと推認すべきであると主張しているが、被災者とEとの無料通話アプリ記録をみると、1日のうち数回から十数回の送信が認められ、その内容から業務に関する連絡や指示等も認められるところではあるものの、被災者が送信していた際の状況は明らかではなく、最後のメールを送信した時刻まで被災者が継続して業務に従事していたとまで認める

ことは困難であり、請求人の上記主張を採用することはできない。

(3) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、給付基礎日額を〇円とした本件各処分は妥当であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。